

みらい TALK 定款

第1章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 みらい TALK と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を静岡県浜松市に置く。

(目的・事業)

第 3 条 当法人は、障がいの有無や家庭環境に関わらず、浜松市及び近隣の地域に住む全ての子どもにとってより良い未来、地域社会を築くことを目的とし、この目的を達成するため以下の事業を行う。

- (1) 子どもに関わるあらゆる人々をつなげる、防災ネットワークなどのネットワークづくり
- (2) 障がいや生活困窮などにより支援を要する子どもと家族を学習支援などを通して支援する事業
- (3) 支援を要する子どもと家族の実態を調査し、課題を明らかにする事業
- (4) 支援を要する子どもと家族を取り巻く状況・課題に関する講演会活動などの啓発事業
- (5) その他上記の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第 4 条 当法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 会員

(会員および種別)

第 5 条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した者
 - (2) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した者
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第 6 条 当法人の会員として入会しようとする者は、社員総会において別に定めるところによる入会届を提出し、会長の承認を得るものとする。

(入会金および会費)

第 7 条 会員は、社員総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(除名)

第 8 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(退会)

第 9 条 会員は、社員総会において別に定めるところによる退会届を提出し、任意退会できる。

(会員の資格喪失)

第 10 条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
 - (2) 死亡または解散したとき
 - (3) 正当な理由なく会費を 2 年以上滞納したとき
 - (4) 除名されたとき
 - (5) 総正会員の同意があつたとき
- 2 前項により、会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団・財団法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務については、これを免れることはできない。
- 3 当法人は、会員がその資格を喪失しても、一度納めた入会金や会費、その他抛出金品は返還しない。

第 3 章 社員総会

(種別)

第 11 条 当法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事および監事の選任または解任
- (3) 理事および監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表および損益計算書ならびにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が召集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による表決および代理人の選任)

第19条 やむを得ない理由のために社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項につき、書面を以って表決することができる。

- 2 前項に拠らない場合は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 3 前二項の場合は、書面を以て表決した正会員または他の正会員を代理人として議決権の行使を委任した正会員については、その正会員は社員総会に出席したものとみなし、表決または委任した議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(決議および報告の省略)

第20条 理事または正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長および出席した理事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第4章 役員

(役員の設定等)

第22条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名
- 2 理事のうち、1名を会長とする。会長は、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- 3 会長以外の理事のうち、3名以下を副代表理事とし、副会長とする。また

必要に応じて若干名の専務理事及び常務理事を置くことができる。

(役員を選任等)

第23条 理事および監事は社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から選出する。

(理事の職務権限)

第24条 会長は法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

- 2 副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。また会長に事故あるときは、予め理事会の定める順序により、その職務を執行する。
- 3 理事は理事会を構成し、職務を執行する。
- 4 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることが出来る。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに対する定時社員総会の終結までとする。但し再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに対する定時社員総会の終結までとする。但し再任を妨げない。
- 3 補欠または増員として選任された理事の任期は、前任者または他の理事の任期の満了するときまでとする。
- 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 5 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、第22条第1項に定める定数を欠くに至った場合には、新たに選任されたものが就任するまでは、なお理事及び監事としてその職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は社員総会の決議によって解任することが出来る。

(報酬)

第28条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当法人から受ける財産の利益（以下「報酬等」という）は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。
2 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は次の職務を行う。
(1) 当法人の業務執行の決定。
(2) 理事の職務執行の監督。
(3) 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定及び解職。

(招集)

第31条 理事会は会長が招集する。
2 会長が欠けたときまたは会長に事故あるときは、予め理事会の定める順序により副会長が理事会を招集する。
3 会長及び副会長が欠けたときまたは会長及び副会長に事故あるときは、予め理事会の定める順序により各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事録については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第6章 委員会等

(委員会)

- 第34条 当法人は必要に応じて理事会の決定により、各種の委員会を設置することが出来る。
- 2 委員会に関して必要な事項は理事会で別に定める。
 - 3 委員は会長の求めにより、理事会に参加し意見を述べる事が出来るが、採決には加われない。

(支部及び部会)

- 第35条 当法人は必要に応じて理事会の決定により、支部及び部会を設置することが出来る。
- 2 支部及び部会に関して必要な事項は理事会で別に定める。
 - 3 支部及び部会の会員は会長の求めにより、理事会に参加し意見を述べる事が出来るが、採決には加われない。

(顧問、相談役)

- 第36条 当法人に顧問及び相談役を置くことが出来る。
- 2 顧問及び相談役は、理事会において選任または解任する。
 - 3 顧問及び相談役は、会務について意見を述べる事が出来るが、採決には加われない。
 - 4 顧問及び相談役の任期は2年とし、再任を妨げない。

第7章 基金

(基金の拠出)

- 第37条 当法人は会員及び第三者に対し、一般社団・財団法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることが出来るものとする。

(基金の募集)

- 第38条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会で決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

- 第39条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、この法人は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団・財団法人法第141条に規定する限度額の範囲内で基金をその拠出者に返還することができるものとする。
 - 3 前項に基づき基金を拠出者に対して返還する場合の手續は、返還する基金

の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会の決定した方法に従って行う。

(代替基金の積立)

第40条 基金の返還を行うときは、返還する基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については、取崩しを行わないものとする。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときには、会長は理事会の決議に基づき、予算の成立する日まで、前年度の予算に準じ収入を得、又は支出することが出来る。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 4 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受け、定時社員総会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
- (3) 財産目録

- 2 前項(1)の書類については、会長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
- 3 第1項(2)の書類については、会長がその内容を定時社員総会に報告し、承認を受けなければならない。
- 4 第1項(1)ないし(3)の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は社員総会の決議によって変更することが出来る。

(解散)

第45条 当法人は社員総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第46条 当法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 附則

(設立時の役員)

第48条 この法人の設立時の理事、監事及び代表理事は次のとおりとする。

| | | | |
|---------|------|------|------|
| 設立時理事 | 平野浩一 | 宮本 健 | 村山恵子 |
| 設立時監事 | 堀内 剛 | | |
| 設立時代表理事 | 平野浩一 | | |

(設立時社員の氏名、住所)

第49条 設立時社員（設立時正会員）の氏名、住所は次のとおりである。

| | |
|-------------------|----------------|
| 静岡県浜松市中区元浜町34番地の3 | ディーグランセ元浜1004号 |
| 遠藤雄策 | |
| 静岡県袋井市春岡977番地の9 | |
| 藤井邦彦 | |

(最初の事業年度)

第51条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年12月31日までとする。

(最初の事業計画及び収支予算)

第52条 当法人の最初の事業年度の事業計画書および収支予算書は、第42条の規定にかかわらず、設立時社員の定めるところによる。

(定款に定めがない事項)

第53条 本定款に定めがない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人みらいTALKを設立するため、設立時社員遠藤雄策外1名の定款作成代理人である司法書士北澤良智は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成28年2月29日

設立時社員（設立時正会員） 遠藤雄策

設立時社員（設立時正会員） 藤井邦彦

上記設立時社員（設立時正会員）2名の定款作成代理人
静岡県袋井市袋井353番地
司法書士 北澤良智